「昇降機の適切な維持管理に関する指針」(案)についての意見概要

社会資本整備審議会昇降機等事故調査部会(平成24年5月31日)

○全体について

- ・国や行政がやるべき話と、本来職能団体や技術者がやるべき話があるのではないか。国 による維持管理指針を受けて、職能団体や技術者が自分たちで認定制度を作るなど、業 界全体で安全のレベルをどう上げるかという努力をすべき。
- ・維持管理指針は、不特定多数の他人が利用する建築物を想定するのか、自己責任の範囲 内で収まる建築物を想定するのかによって内容を見直すべきではないか。

○所有者と管理者の関係について

- ・所有者と管理者の関係を整理する必要があるのではないか。特に分譲マンションの所有 者に様々な措置を判断させるのは実効的ではないのではないか。
- ・所有者が管理するのは当然だと思うが、そこを担保する何らかの仕組みが必要ではない か。

○保守点検業者の評価について

- ・保守点検業者の選定に当たって、技術者の質や事故経歴の有無をチェックするというの は非常に重要だと思うが、保守点検業務に対する経営トップの企業理念、経営方針、行 動指針の社員への徹底も重要ではないか。
- ・情報化社会でデータ処理が驚異的に大規模になっている状況の中で、数十年分の定期点 検結果のデータベースを蓄積できれば、業者選定にも役立つのではないか。

○部品交換の責任について

- ・契約において責任関係を明らかにするということは大変よいが、メーカーではない者が 部品を供給し、又はシステムを改変した場合、その者に対してメーカーと同等の責任を 負わせるというのはトラブルの元にならないか。
- ・保守点検契約の際に、交換部品だけでなく、システム全体の安全について契約上は責任 があることにすべきではないか。
- ・新しいエレベーターであれば部品交換の必要性が少ないから保守点検の契約金額を安く できるが、時が経つとだんだん部品交換が必要となってくるため、保守点検業者が危険 を察知して見積もりをつり上げ、契約から逃げようとする場合がある。何らかの防止策 が必要ではないか。

○独立系の保守会社について

- ・独立系の保守会社が責任を追及される際、製造品質が悪い、前任の保守会社が悪いなど と責任回避の行動を取らないよう、契約の中で押さえていくべきではないか。
- ・共通的な技術は問題ないが、プログラムの中身やブレーキ構造などがわからないまま、 上辺だけで保守点検がなされると非常に危険である。